

【 物品・役務等(市内・準市内) 】
令和 8・9 年度分
飯塚市競争入札参加資格審査申請書提出要領 (本受付)

飯塚市が行う物品の供給、製造の請負、役務提供等の契約の入札等に参加を希望される方は、次の要領により申請書類を提出してください。

1. 受付期間 令和 7 年 10 月 27 日 (月) から令和 7 年 11 月 14 日 (金) まで (※郵送受付のみ)

2. 対 象

【市内業者】法人：本店の登記所在地が飯塚市内にある者

個人：本店の所在地及び住民登録が飯塚市内にある者

【準市内業者】法人：飯塚市外に本社所在地がある業者のうち、市内で引き続き1年以上の営業実績のある営業所等を有し、その営業所等に入札・契約の締結等の委任行為を行っている者

個人：住民登録が飯塚市外にあり、事務所の所在地が市内にある者

3. 参加資格要件

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと

(2) 国税、県税及び市税を滞納していない者

(3) 飯塚市内で1年以上の営業実績がある者 (令和 7 年 4 月 1 日以前からの営業実績が必要)

※ 事務所 (店舗) 等に看板を設置し、電話・机等の什器備品等を備え、営業の実態を有していることが必要です。

(4) 福岡県暴力団排除条例 (平成 21 年福岡県条例第 59 号) 「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと

4. 受付業種

【物 品】 3 業種まで ※物品・役務ともに、有効期間内での「希望業種の変更」はできません。

【役 務】 1 業種のみ

5. 有効期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで (2 年間)

6. 提出方法 郵送のみ (簡易書留、レターパック等の追跡可能な郵送方法に限ります。)

※本要領「8. 提出書類及び記入要領」①～⑳の書類を番号順にクリアファイルに入れて提出してください。

※書類不備等の場合には受付できませんのでご注意ください。

※受付票が必要な場合は、送付先を記入し 110 円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

7. 提 出 先 〒820-8501 飯塚市新立岩 5-5 飯塚市役所 行政経営部 契約課 物品契約係 行

8. 提出書類及び記入要領

番号	書類名	記入要領
①	競争入札参加資格審査申請書 (押印不要)	<p>【法人】「履歴事項全部証明書(登記簿謄本)」のとおり所在地、商号及び代表者の職・氏名を記入してください。</p> <p>【個人】 営業所の所在地、名称及び事業主名を記入してください。</p> <p>● 3.本件責任者名・連絡先 及び、4.申請事務担当者名・連絡先も必ず記載してください。</p>
②	履歴事項全部証明書(登記簿謄本) (写し可) 又は 個人事業主の身分証明書(原本) ※どちらも発行後、3ヶ月以内のもの	<p>【法人】 所轄法務局が発行したもので、現状と相違ない「履歴事項全部証明書(登記簿謄本)」 ※現在事項全部証明書でも可</p> <p>【個人】 本籍地の市区町村 が発行したもので、現状と相違ない「身分証明書」(原本)</p>
③	営業経歴書	
④	営業所(店舗)等位置図 ※新規業者のみ提出	● 住宅地図等を貼付けするか、わかりやすく記載してください。
⑤	事務所、看板等写真 ※新規業者のみ提出 ※3ヵ月以内に撮影したもの	● 1 事務所全景写真、2 事務所内部写真、3 看板等写真
⑥	委任状 ※委任しない場合は提出不要	● 入札参加資格の有効期間を通して、代表者から代理人(支店長・営業所長等)へ「入札・見積及び契約締結、代金の請求受領等の権限を委任」する場合は、提出してください。
⑦	誓約書	● 代表者の[実印]を押印してください。
⑧	【国税】納税証明書 (写し可) ※発行後、3ヶ月以内のもの ※国税の納税証明書は、国税庁のHPからe-taxを使った書面オンライン請求が利用できます。	<p>● 所轄 税務署発行の</p> <p>【法人】納税証明書「その3の3」(法人税及び消費税に未納のない証明)</p> <p>【個人】納税証明書「その3の2」(所得税及び消費税に未納のない証明)</p>
⑨	【都道府県税】納税証明書 (写し可) ※発行後、3ヶ月以内のもの ※個別税目分の納税証明書の場合、 「法人:法人県民税及び法人事業税」、 「個人:個人事業税」の納付が確認できること。	<p>● 所轄 都道府県税事務所発行の</p> <p>【法人】納税証明書(法人県民税及び法人事業税に未納がないことがわかるもの)</p> <p>【個人】納税証明書(個人事業税に未納がないことがわかるもの)</p> <p>● 本店と委任先の都道府県が異なる場合は、それぞれの都道府県分の納税証明書が必要です。</p>

⑩	【飯塚市課税分】滞納なし証明書(原本) ※発行後、3ヶ月以内のもの ※営業所等の設立日が1年未満で滞納なし証明書が発行できない場合は、開設届の写しを提出すること。	【法人】 滞納なし証明書(飯塚市課税分) 【個人】 滞納なし証明書(飯塚市課税分) ※個人事業主の住所地が「市外」の方は、住所地での「市町村税に未納のない証明」を提出してください。 ● 証明書発行窓口には、納付日、口座振替日の関係で、納税証明書を発行するために必要な場合がありますので、領収書・通帳等、納付を確認出来る書類をご持参ください。
⑪	財務諸表 又は 確定申告書写し ※直近の決算のもの	【法人】 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書等) 【個人】 財務諸表(貸借対照表及び損益計算書等) 又は 直近分の確定申告書等(写し)
⑫	営業に関する許可、登録証等 及び 資格者免状等(写し)	● 営業に関する許認可、登録及び資格者免状等を有する場合は、写しを添付してください。 ※希望業種に関わる許可等
⑬	印鑑証明書(写し可) ※発行後、3ヶ月以内のもの	【法人】 所轄法務局が発行したもので、現在登録している印鑑を証明するもの。 【個人】 住所地の市区町村が発行したもので、現在登録している印鑑を証明するもの。
⑭	使用印鑑届	● 個人を特定できない印鑑は使用印として登録できません。 (会社名、支店名のための印鑑、ゴム印は登録できません)
⑮	【物品】取扱品目表及び実績調書 ※物品希望者 第3希望まで提出可	● 希望業種の取扱品目表を提出してください。 ● 希望業種にかかる主な納入実績を記入してください。
⑯	【役務】業者カード ※役務希望者	● 希望業種について記載してください。 ● 希望業種にかかる主な契約実績を記入してください。
⑰	役員名簿 (押印不要)	● 申請日時点の代表取締役以下役員全員(監査法人である会計監査人は除く)を記載してください。 ※監査役の方の記載をしてください。
⑱	受付票、返信用封筒 ※希望者のみ	返信用封筒には 110 円切手を貼付してください。
⑲	口座振替申請書	● 前回申請内容に変更がある場合のみ提出してください。
⑳	申請書類チェック表	● 提出書類を「確認事項」で確認のうえ、「確認欄」にレ点を記入して提出してください。

以上をクリアファイル (A4サイズ) に入れて提出してください。

9. 申請書類の作成上の注意

- (1) 文字は楷書で明瞭に記載してください。(鉛筆書き、消えるボールペン等は不可)
 - (2) 提出書類の記載にあたっては、特に指定がない限り「提出日現在」をもって記載して下さい。
 - (3) 新規業者とは、令和7年度以降、本市に業者登録をしていない業者を指します。
 - (4) クリアファイルに綴じる書類は、事前に書類番号順に綴じて、提出してください。
- ※ 各納税証明書に未納がある場合には、受付できません。

10. 注意事項

- (1) 資格審査の結果、入札参加資格を取得した者が、その後、入札参加資格申請書に虚偽の記載など不正行為をしたことが判明した場合は、資格を取り消します。
- (2) 同一業種において役員が重複している場合、いずれかのうち1者の指名を保留することがあります。
- (3) 希望業種の変更については、年度毎の飯塚市競争入札参加資格審査申請時での手続きとなります。

11. その他

- (1) 随時の受付は行っておりません。
- (2) 本要領・様式等は、飯塚市のホームページからダウンロード可能です。
【トップページ → 産業・ビジネス → 入札・契約 → 申請・登録 → 入札参加資格審査申請 → 物品・役務等(市内・準市内)】
- (3) 本申請書類等の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。
変更届の様式及び添付書類についても、飯塚市のホームページに掲載しています。
- (4) 「令和8年度 物品・役務有資格者名簿」は、令和8年4月1日午後にホームページに掲載する予定です。
- (5) 有資格者名簿の登録は、必ずしも発注を約束するものではありません。
- (6) 新規申請者については、事業所の実態調査をおこなうことがあります。

飯塚市のホームページアドレス <https://www.city.iizuka.lg.jp/>

郵送・お問合せ先 〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号
飯塚市役所 行政経営部 契約課 物品契約係
TEL 0948-96-8250 FAX 0948-21-2998
Mail:nyusatsu-keiyaku@city.iizuka.lg.jp